

## 手数料に関する規則の一部改正について

### 1. 手数料に関する規則(平成16年5月6日通知)

(下線部分変更)

新	旧
<p>(手数料の納入時期等)</p> <p>第12条 第2条から前条までに規定する手数料は、<u>毎月25日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</u>までに、<u>当該日の前月分を当社が別に定めるところにより、納入するものとする。</u>この場合において、<u>当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料の納入時期等)</p> <p>第12条 第2条から前条までに規定する手数料の<u>当社への納入の期日は毎月20日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</u>とし、<u>消費税及び地方消費税の相当額を加算して、当該日までにその前月分を当社が別に定めるところにより納入するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>

### 2. 附 則

この改正規定は、平成19年5月1日から施行する。

以 上